

1 地 質 ・ 土 質 調 査 業 務 共 通 仕 様 書 新 旧 対 照 表															
現行条文								新条文							
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文
1		2	1	2		用語の定義 (2)	「受注者」とは、調査業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。	1		2	1	2	1	用語の定義 (2)	「受注者」とは、調査業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
1		2	1	13		(13)	「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらに明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。	1		2	1	13	2	(13)	「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書を総称していう。
1		2	1	21		(21)	「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、調査業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	1		2	1	21	2	(21)	「通知」とは、発注者又は監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者又は監督職員に対し、調査業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
1		2	1	27		(27)	「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。	1		2	1	27	2	(27)	「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
1		2	1	28		(28)	「提出」とは、受注者が監督員に対し、調査業務等に係る事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	1		2	1	28	2	(28)	「提出」とは、受注者が監督員に対し、調査業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
1		6	3			業務主任技術者	業務主任技術者は、調査業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）のいずれかの資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。	1		6	3		3	業務主任技術者	業務主任技術者は、調査業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）のいずれかの資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
1		15	2			土地への立入り等	受注者は、調査業務等実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。 なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者又は占有者の許可は発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者は、これに協力しなければならない。	1		15	2		5	土地への立入り等	受注者は、調査業務等実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。 なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者又は占有者の許可は発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者は、これに協力しなければならない。
1		17	4			成果物の提出	受注者は、「電子納品運用に関するガイドライン（案）－農政部における電子納品の取扱い」（栃木県）及び「栃木県CAD製図基準運用ガイドライン（案）」（以下、「ガイドライン」という。）に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。 「ガイドライン」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。	1		17	4		6	成果物の提出	受注者は、「電子納品運用に関するガイドライン－農政部における電子納品の取扱い」（栃木県）及び「栃木県CAD製図基準運用ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。 「ガイドライン」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。
1		20	4			補修	検査職員が示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第33条第2項の規定に基づき検査結果を受注者に通知するものとする。								（削除）
1		22	1			条件変更	監督員が受注者に対して調査業務等の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「調査業務等の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする	1		22	1		7	条件変更	契約書第19条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第31条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合の他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
1		22	2				受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。 なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。 （1）第1－15条第1項に定める現地への立ち入りが不可能になった場合 （2）天災その他の不可抗力による損害 （3）その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合	1		22	2		7		監督職員が受注者に対して契約書第19条、第20条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
1		29	2			再委託	契約書第8条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。	1		29	2		8	再委託	受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業、その他特記仕様書に定める事項の運用に当たっては、発注者の承諾を必要としない。
								1		29	6		8		受注者は、初回打合せ時に契約書第8条第1項から第3項の各項に規定する再委託（予定を含む）の有無について、発注者に説明するものとし、受注者はその結果を打合せ記録簿に記録しなければならない。 また、受注者は、契約書第8条第3項により再委託に付する場合には、業務計画書において業務組織計画等に明示しなければならない。
1		31	1			守秘義務	受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。	1		31	1		9	守秘義務	受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、成果物の発表に際しての守秘義務について、第1－30条第1項の承諾を受けた場合には、この限りではない。
1		31	2				受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。								（削除）
1		31	3				受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他、知り得た情報を第1－10条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。								（削除）

1 地 質 ・ 土 質 調 査 業 務 共 通 仕 様 書 新 旧 対 照 表															
現行条文								新条文							
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文
1		31	4				受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他、知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。								(削除)
1		31	5				取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転写等しないこと。								(削除)
1		31	6				受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。								(削除)
1		31	7				受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又はそのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。								(削除)
1		32	4			安全等の確保	受注者は、業務箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な防護工等の措置について事前に監督員に報告の上、対応しなければならない。	1		32	4		9	安全等の確保	受注者は、業務箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な防護工等の措置について事前に監督 職員 に報告の上、対応しなければならない。
1		32	8	2		(2)	受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。	1		32	8	2	9	(2)	受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
								1		32	8	4	9	(4)	受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。
1		36	1			暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固してこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。	1		36	1		10	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固してこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
1		36	4				暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる など の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。	1		36	4		10		暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる 等 の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。
1		37	1			個人情報の取扱い	受注者は個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の保護に関する法律（平成15年 5月30日 法律第57号）、 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号） 、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理 を行う ために必要な措置を講じなければならない。	1		37	1		10	個人情報の取扱い	受注者は個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理 の ために必要な措置を講じなければならない。
1		37	9	1		管理の確認等(1)	なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等による確認し、発注者に報告するものとする。	1		37	9	1	11	管理の確認等(1)	なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。
1		40				調査・試験に対する協力		1		40			12	環境負荷低減への取組	受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。 (1) オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃料効率の良い機械の利用等） (2) プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用 (3) 環境負荷低減に配慮したものの調達 (4) 生物多様性に配慮した事業実施 (5) みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施
								1		41			12	調査・試験に対する協力	受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。
2	2	1	1	3		成果物(3)	ルートマップ（踏査を行ったルートの露頭記載図を作成する。記載は、地質、層理面、断層面等の走向傾斜、亀裂、節理の状況、風化の状況、岩級区分、湧水状況等について行う。）	2	2	3			13	成果物(3)	ルート、マップ（踏査を行ったルートの露頭記載図を作成する。記載は、地質、層理面、断層面等の走向傾斜、亀裂、節理の状況、風化の状況、岩級区分、湧水状況等について行う。）
2	3	4	1			調査方法	既存資料、空中写真等を参考にして現在及び過去の地すべりの範囲、地すべり地域区分、地すべり移動方向を原則として 縮尺 1／2,000の地形図にプロットする。	2	3	4	1		13	調査方法	既存資料、空中写真等を参考にして現在及び過去の地すべりの範囲、地すべり地域区分、地すべり移動方向を原則として1／2,000の地形図にプロットする。
3		3	3			調査方法	現地におけるボーリング位置の決定は、原則として監督職員の立ち会いの上行うものとし、後日調査位置の確認ができるようにしなければならない。	3		3	3		15	調査方法	現地におけるボーリング位置の決定は、原則として監督職員の立ち会いの う え行うものとし、後日調査位置の確認ができるようにしなければならない。
4	7	21	3			調査方法	中継塩化ビニールパイプの規格は、 特別 仕様書によるものとし、径5mm以上の穴を10～20cm間隔千鳥状にパイプ4方に穿ったものとする。また、パイプは、地表面上に50cm以上出し、パイプ挿入後、孔壁とパイプの間の隙間は砂で充填するものとする。	4	7	21	3		22	調査方法	中継塩化ビニールパイプの規格は、 特記 仕様書によるものとし、径5mm以上の穴を10～20cm間隔千鳥状にパイプ4方に穿ったものとする。また、パイプは、地表面上に50cm以上出し、パイプ挿入後、孔壁とパイプの間の隙間は砂で充填するものとする。

1 地 質 ・ 土 質 調 査 業 務 共 通 仕 様 書 新 旧 対 照 表															
現行条文								新条文							
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文
5	5						スクリーウエイト貫入試験（スウェーデン式サウンディング試験）	5	5				25		スクリーウエイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験）
7		2	1			既存資料の収集・現地調査		7		2	1	1	28	計画準備	（1）調査計画の立案及び業務計画書の作成
7		2	2			資料整理とまとめ		7		2	2		28	既存資料の収集・現地調査	
7		2	3			断面図等の作成		7		2	3		28	資料整理とまとめ	
7		2	3	2		(2)	土質又は地質断面図の作成。なお、断面図は着色するものとする。	7		2	4	2	28	(2)	土質又は地質断面図の作成（断面図は着色するものとする）
7		2	4			総合解析とまとめ		7		2	4		28	断面図等の作成	
								7		2	5		28	総合解析とまとめ	

2 測 量 業 務 共 通 仕 様 書 新 旧 対 照 表															
現行条文								新条文							
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文
		2				作業実施	測量業務等は、「栃木県土地改良事業測量作業規程」（以下「規程」という。）（平成28年6月29日付け農振第290号農政部長通知）により実施するものとする。			2			36		測量業務等は、「 <u>栃木県土地改良事業測量作業規程</u> 」（以下「規程」という。）により実施するものとする。
		3	1	2		用語の定義	「受注者」とは、測量業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。 <u>又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。</u>			3	1	2	36	用語の定義	「受注者」とは、測量業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
		3	1	7			「検査職員」とは、測量業務等の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第33条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。			3	1	7	36		「検査職員」とは、測量業務等の完了の検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第33条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
		3	1	9			「担当技術者」とは、業務主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。			3	1	9	36		「担当技術者」とは、業務主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。 <u>ただし、測量作業における「担当技術者」は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。</u>
		3	1	13			「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（ <u>これらに明記されている適用すべき諸基準を含む。</u> ）を総称していう。			3	1	13	37		「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書を総称していう。
		3	1	21			「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、測量業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。			3	1	21	37		「通知」とは、発注者又は監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者又は監督職員に対し、測量業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
		3	1	22			「報告」とは、受注者が監督員に対し、測量業務等の遂行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。			3	1	22	37		「報告」とは、受注者が監督職員に対し、測量業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
		3	1	27			「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。			3	1	27	37		「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
		3	1	28			「提出」とは、受注者が監督職員に対し、測量業務等に係る事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。			3	1	28	37		「提出」とは、受注者が監督職員に対し、測量業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
		3	1	31			「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が調査業務等の完了を確認することをいう。			3	1	31	37		「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が測量業務等の完了を確認することをいう
		3	1	34			「協力者」とは、受注者が測量業務等の遂行に当たって、再委託する者をいう。								(削除)
		3	1	35			「使用人等」とは、協力者又はその代理人、若しくはその使用人その他これに準ずる者をいう。			3	1	34	37		「使用人等」とは、協力者又はその代理人、若しくはその使用人その他これに準ずる者をいう。
		6	1			監督職員	発注者は、調査業務等における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。			6	1		38		発注者は、測量業務等における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
		7	3			業務主任技術者	業務主任技術者は、測量業務等の履行に当たり、測量士の資格を有し、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。			7	3		38	業務主任技術者	業務主任技術者は、測量業務等の履行に当たり、測量士の資格を有し、日本語に堪能でなければならない。
		10	4			打合せ等	打合せ（対面）の回数は、特記仕様書による。								(削除)
		10	5				監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※ ¹ 及び「ウィークリースタンス」※ ² に努める。 <u>ただし、災害復旧等の緊急を要する業務は除く。</u>			10	4		39		監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※ ¹ 及び「ウィークリースタンス」※ ² に努める。 <u>ただし、災害復旧等の緊急を要する業務は除く。</u>
		11	2			業務計画書	なお、（2）業務内容及び方法又は(11)その他には、第1－3 2条安全等の確保、第1－3 7条個人情報の取扱い及び第1－3 8条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。			11	2		39	業務計画書	なお、（2）業務内容及び方法又は(11)その他には、第32条安全等の確保、第37条個人情報の取扱い及び第38条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。
		11	3				受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にした上で、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。			11	3		39		受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
		13	3			資料の貸与及び返却	受注者は、貸与された図書及び関係資料等を丁寧に扱い紛失又は損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復しなければならない。			13	3		39	資料の貸与及び返却	受注者は、貸与された図書及びその他関係資料等を丁寧に扱い紛失又は損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復しなければならない。
		14	1			関係官公庁等への手続き	受注者は、測量業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。			14	1		40	関係官公庁等への手続き	受注者は、測量業務等の実施に当たっては、 <u>発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等</u> 、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。
		14	3				受注者は、測量法第三十六条（計画書についての助言）、第三十七条（公共測量の表示等）、第三十九条（基本測量に関する規定の準用）における届出に必要な資料を作成して監督職員に提出しなければならない。			14	3		40		受注者は、測量法第21条(永久標識及び一時標識に関する通知)、第23条(永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄)、第36条(計画書についての助言)、第37条(公共測量の表示等)、第40条(測量成果の提出)等の届出に必要な資料を作成し監督職員に提出しなければならない。 <u>また、規程第14条に基づく測量成果の検定を行わなければならない。</u>
		15	5			地元関係者との交渉等	なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議の上、定めるものとする。			15	5		40	地元関係者との交渉等	なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議うえ定めるものとする。
		16	2			土地への立入り等	受注者は、測量業務等実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。 なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者又は占有者の許可は発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者は、これに協力しなければならない。			16	2		40	土地への立入り等	受注者は、測量業務等実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。 なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者又は占有者の許可は発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者は、これに協力しなければならない。

2 測 量 業 務 共 通 仕 様 書 新 旧 対 照 表																
現行条文								新条文								
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文	
1		18	3			成果物の提出	受注者は、「電子納品運用に関するガイドライン（案）－農政部における電子納品の取扱い」（栃木県）及び「栃木県CAD製図基準運用ガイドライン（案）」（以下、「ガイドライン」という。）に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。 「ガイドライン」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。	1		18	3		41	成果物の提出	受注者は、「電子納品運用に関するガイドライン－農政部における電子納品の取扱い」（栃木県）及び「栃木県CAD製図基準運用ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。 「ガイドライン」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。	
		19				関連法令及び 条例の遵守	受注者は、調査業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。			19			41	関連法令及び 条例の遵守	受注者は、測量業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。	
		20	2			検査	発注者は、測量業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。			20	2		41	検査	発注者は、測量業務等の検査に先立って受注者に対して書面をもって、検査日を通知するものとする。	
		21	4			補修	検査職員が示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第33条第2項の規定に基づき検査結果を受注者に通知するものとする。								(削除)	
		22	1			条件変更等	監督員が受注者に対して測量業務等の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「測量業務等の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。			22	1		41	条件変更等	契約書第19条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第31条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合の他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。	
		22	2				受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。 なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。 （1）第16条第1項に定める現地への立ち入りが不可能になった場合 （2）天災その他の不可抗力による損害 （3）その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合			22	2		41		2 監督職員が受注者に対して契約書第19条、第20条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。	
		25	1	2		一時中止	関連する他の測量業務等の進捗が遅れたため、調査業務等の続行を不適当と認めた場合			25	1	2	42	一時中止	関連する他の測量業務等の進捗が遅れたため、測量業務等の続行を不適当と認めた場合	
		29	2			再委託	契約書第8条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。			29	2		43	再委託	受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、トレース、資料整理、模型製作、速記録の作成、アンケート票の配布、電子納品の作成作業などの簡易な業務、その他特記仕様書に定める事項の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。	
		29	5				なお、協力者は、栃木県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者である場合は栃木県の指名停止期間中であってはならない。			29	5		43		なお、協力者が、栃木県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者である場合には指名停止期間中に再委託してはならない。	
										29	6		43		受注者は、初回打合せ時に契約書第8条第1項から第3項の各項に規定する再委託（予定を含む）の有無について、発注者に説明するものとし、受注者はその結果を打合せ記録簿に記録しなければならない。 また、受注者は、契約書第8条第3項により再委託に付する場合には、業務計画書において業務組織計画等に明示しなければならない。	
		31	1			守秘義務	受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。			31	1		43	守秘義務	受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、成果物の発表に際しての守秘義務について、第30条第1項の承諾を受けた場合には、この限りではない。	
		31	2				受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。								(削除)	
		31	3				受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他、知り得た情報を第11条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。								(削除)	
		31	4				受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他、知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。								(削除)	
		31	5				取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転写等しないこと。								(削除)	
		31	6				受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。								(削除)	
		31	7				受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又はそのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。								(削除)	
		32	5	3		安全等の確保	受注者は、火薬、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。			32	5	3	44	安全等の確保	受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。	
										32	5	4	44		受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。	
		34				履行報告	受注者は、契約書第16条の規定に基づき、履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	5		34			44	履行報告	受注者は、契約書第16条の規定に基づき、履行状況報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	

2 測 量 業 務 共 通 仕 様 書 新 旧 対 照 表															
現行条文								新条文							
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文
		36	1			暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固してこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。			36	1		44	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固してこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
		36	4				暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。			36	4		44		暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。
		37	1			基本的事項	受注者は個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理を行うために必要な措置を講じなければならない。			37	1		44		受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
		37	9	1		管理の確認等	なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等による確認し、発注者に報告するものとする。			37	9	1	45	管理の確認等	なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。
		37	9	2		管理の確認等	発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。			37	9	2	45	管理の確認等	発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取扱状況について報告を求め、又は検査することができる。
										39	2		46	保険加入の義務	受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。
										40			46	環境負荷低減への取組	受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。 （1）オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等） （2）プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用 （3）環境負荷低減に配慮したものの調達 （4）生物多様性に配慮した事業実施 （5）みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施
		40				調査・試験に対する協力	受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。			41			47	調査・試験に対する協力	受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。

3 設 計 業 務 共 通 仕 様 書 新 旧 対 照 表															
現行条文								新条文							
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文
1		2	22			用語の定義	「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	1		2	22		49	用語の定義	「通知」とは、発注者又は監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者又は監督職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
1		2	23				「報告」とは、受注者が監督職員に対し、設計業務等の遂行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。	1		2	23		49		「報告」とは、受注者が監督職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
1		2	25				「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。	1		2	25		49		「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
1		2	28				「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。	1		2	28		49		「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
1		2	29				「提出」とは、受注者が監督員に対し、設計業務等に係る事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	1		2	29		49		「提出」とは、受注者が監督職員に対し、設計業務等に係る事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
1		2	35				「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行に当たって、再委託する者をいう。	1		2	35		49		「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行に当たって、再契約する者をいう。
1		6	3			業務主任技術者	業務主任技術者は、設計業務等の履行に当たり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業農村地理情報システム技士（地理情報システムに関する業務に限る）、農業水利施設補修工事品質管理士〔コンクリート構造物分野〕（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の設計業務に限る）のいずれかの資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上）の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。	1		6	3		50	業務主任技術者	業務主任技術者は、設計業務等の履行に当たり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業農村地理情報システム技士（地理情報システムに関する業務に限る）、農業水利施設補修工事品質管理士〔コンクリート構造物分野〕（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の設計業務に限る）、農業用ため池管理保全技士（農業用ため池に関する業務に限る）のいずれかの資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上）相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
								1		6	6		50		業務主任技術者は、第1－7条第4項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。
1		6	6				業務主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。	1		6	7		50		業務主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。
1		7	2			照査技術者及び照査の実施	照査技術者は、設計業務の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）のいずれかの資格を有するもの、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）又は、これと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上）相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。	1		7	2		50	照査技術者及び照査の実施	照査技術者は、設計業務の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）のいずれかの資格を有するもの、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業用ため池管理保全技士（農業用ため池に関する業務に限る）又は、これと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上）相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
1		7	4				照査技術者は、設計図書に定める又は監督員が指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。	1		7	4		51		照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員が指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
1		7	7				照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。	1		7	6		51		照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。
1		11	2			業務計画書	業務計画書には、契約図書に基づき以下の事項を記載するものとする。 （1）業務場所 （2）業務内容及び方法 （3）業務工程 （4）業務組織計画 （5）打合せ計画 （6）成果物の品質を確保するための計画 （7）成果物の内容、部数 （8）使用する主な図書及び基準 （9）使用機械の種類、名称及び性能 （10）連絡体制（緊急時含む） （11）その他 なお、（2）業務内容及び方法又は(11)その他には、第1－31条安全等の確保、第1－36条個人情報の取扱い及び第1－37条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。	1		11	2		52	業務計画書	業務計画書には、契約図書に基づき以下の事項を記載するものとする。 （1）業務概要 （2）実施方針 （3）業務工程 （4）業務組織計画 （5）打合せ計画 （6）成果物の品質を確保するための計画 （7）成果物の内容、部数 （8）使用する主な図書及び基準 （9）連絡体制（緊急時含む） (10) その他 なお、（2）実施方針又は(10)その他には、第1－31条安全等の確保、第1－36条個人情報の取扱い及び第1－37条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。 また、受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合には、業務計画書に照査技術者及び照査計画についても記載するものとする。
1		16	2			土地への立入り等	受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。	1		16	2		53	土地への立入り等	受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

3 設 計 業 務 共 通 仕 様 書 新 旧 対 照 表															
現行条文								新条文							
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文
1		17	3			成果物の提出	受注者は、「電子納品運用に関するガイドライン（案）―農政部における電子納品の取扱い」（栃木県）及び「栃木県CAD製図基準運用ガイドライン（案）」（以下、「ガイドライン」という。）に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。 「ガイドライン」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。	1		17	3		53	成果物の提出	受注者は、「電子納品運用に関するガイドライン―農政部における電子納品の取扱い」（栃木県）及び「栃木県CAD製図基準運用ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。 「ガイドライン」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。
1		20	4			修補	検査職員が示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第33条第2項の規定に基づき検査結果を受注者に通知するものとする。								(削除)
1		21	1			条件変更等	監督員が受注者に対して設計業務等の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「設計業務等の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。	1		21	1		54	条件変更等	契約書第19 条第1 項第5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第31 条第1 項に規定する天災その他の不可抗力による場合の他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
1		21	2				受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。 なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。 （4）第1－1 6 条第1 項に定める現地への立ち入りが不可能になった場合 （5）天災その他の不可抗力による損害 （6）その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合	1		21	2		54		監督職員が受注者に対して契約書第19 条、第20 条及び第22 条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
1		22	2	2		(2)	調査業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項	1		22	2	2	54	(2)	設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
1		24	1	2		(2)	関連する他の調査業務等の進捗が遅れたため、調査業務等の続行を不適当と認めた場合	1		24	1	2	55	(2)	関連する他の設計業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不適当と認めた場合
1		24	1	3		(3)	環境問題等の発生により調査業務等の続行が不適当又は不可能となった場合	1		24	1	3	55	(3)	環境問題等の発生により設計業務等の続行が不適当又は不可能となった場合
1		24	1	4		(4)	天災等により調査業務等の対象箇所の状態が変動した場合	1		24	1	4	55	(4)	天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
1		24	2				発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、調査業務等の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。	1		24	2		55		発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。
1		24	3				前2 項の場合において、受注者は屋外で行う調査業務等の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。	1		24	3		55		前2 項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。
1		28	1			再委託	契約書第8 条第3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。	1		28	1	2	55	再委託	受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、トレース、資料整理、模型製作、速記録の作成、翻訳、アンケート票の配布、電子納品の作成作業などの簡易な業務、その他特記仕様書に定める事項の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。
1		30	1			守秘義務	受注者は、契約書第1 条第5 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。	1		30	1		56	守秘義務	受注者は、契約書第1 条第5 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、成果物の発表に際しての守秘義務について、第1－29 条第1 項の承諾を受けた場合には、この限りではない。
1		30	2				受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。								(削除)
1		30	3				受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他、知り得た情報を第1－1 1 条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。								(削除)
1		30	4				受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他、知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。								(削除)
1		30	5				取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転写等しないこと。								(削除)
1		30	6				受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。								(削除)
1		30	7				受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又はそのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。								(削除)

3 設 計 業 務 共 通 仕 様 書 新 旧 対 照 表															
現行条文								新条文							
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文
1		31	5	3		(3)	受注者は、 火薬 、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。	1		31	5	3	56	(3)	受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
1		35	1			暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固してこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。	1		35	1		57	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固してこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
1		35	4				暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる などの 被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。	1		35	4		57		暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる 等 の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。
1		36	1			基本的事項	受注者は個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の保護に関する法律（平成15年 5月30日 法律第57号）、 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号） 、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理を行うために必要な措置を講じなければならない。	1		36	1		57		受注者は個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理を行うために必要な措置を講じなければならない。
1		36	2			秘密の保持	受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。	1		36	2		57	秘密の保持	受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。 この 契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
1		36	6			再委託の禁止及び再委託時の措置	受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う 業務 を再委託してはならない。	1		36	6		57	再委託の禁止及び再委託時の措置	受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う 事務 を再委託してはならない。
1		36	9			管理の確認等	（1）受注者は、取扱う個人情報の秘密性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。 なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘密性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的 的 検査等による確認し、発注者に報告するものとする。	1		36	9		58	管理の確認等	（1）受注者は、取扱う個人情報の秘密性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。 なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘密性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期検査等により 確認 し、発注者に報告するものとする。
								1		38	2		59	保険加入の義務	受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。
								1		39			59	環境負荷低減への取組	受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。 （1）オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等） （2）プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用 （3）環境負荷低減に配慮したものの調達 （4）生物多様性に配慮した事業実施 （5）みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施
1		39				調査・試験に対する協力	受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。	1		40			59	調査・試験に対する協力	受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。
2		4	2			設計業務の条件	受注者は、現地調査あるいは資料収集を実施する場合には、第1－13条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督員の承諾を得なければならない。	2		4	2		60	設計業務の条件	受注者は、現地調査あるいは資料収集を実施する場合には、第1－13条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督 職員 の承諾を得なければならない。
2		4	3				受注者は、前項2において、第1－13条に定める貸与資料と相違する事項が生じた場合には、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督員と協議しなければならない。	2		4	3		60		受注者は、前項2において、第1－13条に定める貸与資料と相違する事項が生じた場合には、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督 職員 と協議しなければならない。
2		4	4				受注者は、設計図書及び第2－1条に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合には、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の承諾を得なければならない。	2		4	4		60		受注者は、設計図書及び第2－1条に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合には、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督 職員 の承諾を得なければならない。
2		4	5				受注者は、設計に当たって特許工法等、特殊な工法を使用する場合には、監督員の承諾を得なければならない。	2		4	5		60		受注者は、設計に当たって特許工法等、特殊な工法を使用する場合には、監督 職員 の承諾を得なければならない。
2		4	6				設計に採用する材料、製品は原則としてJIS、JASの規格品又は これと 同等品以上のものとする。	2		4	6		60		設計に採用する材料、製品は原則としてJIS、JASの規格品又は同等品以上のものとする。
2		4	10				受注者は、電子計算機によって設計計算を行う場合には、プログラムと使用機種について事前に監督員の承諾を得なければならない。	2		4	10		60		受注者は、電子計算機によって設計計算を行う場合には、プログラムと使用機種について事前に監督 職員 の承諾を得なければならない。

3 設 計 業 務 共 通 仕 様 書 新 旧 対 照 表															
現行条文								新条文							
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文
2		5	5			概算工事費	概算工事費の算定に用いる単価は、監督員の指示によるものとする。	2		5			61	(5)	概算工事費の算定に用いる単価は、監督 ~~職~~ 員の指示によるものとする。
2		6				環境配慮の条件（国土交通省仕様書準拠）	受注者は、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年6月法律第110号）に基づき、エコマテリアル（自然素材、リサイクル素材等）の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、監督員と協議のうえ設計に反映させるものとする。 2 受注者は、「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」（平成12年5月法律第100号）に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。 3 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月法律第104号）に基づき、再資源化の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。 4 受注者は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（平成18年6月）の趣旨に配慮した設計を行うものとする。								(削除)
2		7				維持管理への配慮（国土交通省仕様書準拠）	受注者は、各技術基準に基づき、維持管理の方法、容易さ等を考慮し設計を行うものとする。								(削除)